（業務の運営に関する措置）

第三十五条の十七の九　クレジットカード番号等取扱契約締結事業者は、経済産業省令で定めるところにより、そのクレジットカード番号等取扱契約の締結に係る業務に関して取得したクレジットカード番号等に関する情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（改善命令）

第三十五条の十七の十　経済産業大臣は、クレジットカード番号等取扱契約締結事業者が第三十五条の十七の五第一項第八号の規定に該当することとなつたと認めるとき、又は前二条の規定に違反していると認めるときは、その必要の限度において、当該クレジットカード番号等取扱契約締結事業者に対し、クレジットカード番号等取扱契約の締結に係る業務の運営を改善するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（登録の取消し）

第三十五条の十七の十一　経済産業大臣は、クレジットカード番号等取扱契約締結事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消さなければならない。

一　第三十五条の十七の五第一項第二号又は第四号から第七号までのいずれかに該当することとなつたとき。

二　不正の手段により第三十五条の十七の二の登録を受けたとき。

2　経済産業大臣は、クレジットカード番号等取扱契約締結事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができる。

一　前条の規定による命令に違反したとき。

二　第三十五条の十七の六第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

3　経済産業大臣は、前二項の規定により登録を取り消したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を当該クレジットカード番号等取扱契約締結事業者であつた者に通知しなければならない。

（登録の消除）

第三十五条の十七の十二　経済産業大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、クレジットカード番号等取扱契約締結事業者登録簿につき、そのクレジットカード番号等取扱契約締結事業者に関する登録を消除しなければならない。

一　前条第一項又は第二項の規定により登録を取り消したとき。

二　第三十五条の十七の十四の規定による届出があつたときその他クレジットカード番号等取扱契約の締結に係る業務を廃止したことが判明したとき。

2　前条第三項の規定は、前項第二号の規定により登録を消除した場合に準用する。

（処分の公示）

第三十五条の十七の十三　経済産業大臣は、第三十五条の十七の十一第一項若しくは第二項の規定により登録を取り消したとき、又は前条第一項第二号の規定により登録を消除したときは、経済産業省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

（廃止の届出）

第三十五条の十七の十四　クレジットカード番号等取扱契約締結事業者は、クレジットカード番号等取扱契約の締結に係る業務を廃止したときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

（クレジットカード番号等の不正な利用の防止）

第三十五条の十七の十五　クレジットカード等購入あつせん関係販売業者又はクレジットカード等購入あつせん関係役務提供事業者は、経済産業省令で定める基準に従い、利用者によるクレジットカード番号等の不正な利用を防止するために必要な措置を講じなければならない。

第三十五条の十八第一項中「。第四十条及び第四十一条において同じ」を削り、「又は立替払取次業者」を「、立替払取次業者又はクレジットカード番号等取扱契約締結事業者」に改め、同条第二項第一号中「クレジットカード番号等の適切な管理」を「クレジットカード番号等の適切な管理等」に改め、同項に次の一号を加える。

七　前各号に掲げるもののほか、クレジットカード番号等の適切な管理等に資する業務

第三十五条の二十中「会員（包括信用購入あつせん業者及び個別信用購入あつせん業者に限る。以下この条及び次条において同じ。）」を「会員である包括信用購入あつせん業者又は個別信用購入あつせん業者」に改め、同条に次の一項を加える。

2　会員であるクレジットカード番号等取扱契約締結事業者は、そのクレジットカード番号等取扱契約を締結したクレジットカード等購入あつせん関係販売業者又はクレジットカード等購入あつせん関係役務提供事業者が行つたクレジットカード番号等の適切な管理等に支障を及ぼす行為に関する情報その他クレジットカード番号等の適切な管理等のために必要な情報として経済産業省令で定めるものを取得したときは、これを認定割賦販売協会に報告しなければならない。

第三十五条の二十一中「会員」の下に「である包括信用購入あつせん業者、個別信用購入あつせん業者又はクレジットカード番号等取扱契約締結事業者」を加える。

第三十六条第一項中「第三十三条の二第一項第二号」を「第三十三条の二第一項第三号」に、「第四十条第九項」を「第四十条第十項」に改める。

第三十九条の二第一項中「第三十三条の二第一項第六号ホ」を「第三十三条の二第一項第七号ホ」に、「第七号又は第八号」を「第八号又は第九号」に改め、「において準用する第三十三条第一項」及び「において準用する第三十五条の三の二十五第一項」を削り、「の有無」を「、第三十五条の十七の四第一項の登録をしようとするときは第三十五条の十七の五第一項第五号ホ、第六号又は第七号に該当する事由、第三十五条の十七の六第二項の登録をしようとするときは第三十五条の十七の五第一項第五号ホに該当する事由の有無」に改め、同条第二項中「第三十三条の二第一項第六号ホ、第七号又は第八号」を「第三十三条の二第一項第七号ホ、第八号又は第九号」に、「の有無」を「、第三十五条の十七の十一第一項の規定による登録の取消しをするときは第三十五条の十七の五第一項第五号ホ、第六号又は第七号に該当する事由の有無」に改める。

第三十九条の三中「又は登録個別信用購入あつせん業者又はクレジットカード番号等取扱契約締結事業者」を「、登録個別信用購入あつせん業者又は第八号又は」を「第三十三条の二第一項第六号ホ、第七号若しくは第八号若しくは第九号、」に改め、「若しくは第七号」の下に「又は第三十五条の十七の五第一項第五号ホ、第六号若しくは第七号」を加え、「又は当該登録個別信用購入あつせん業者」を「、当該登録個別信用購入あつせん業者又は当該クレジットカード番号等取扱契約締結事業者」に改める。

第四十条第七項中「クレジットカード等購入あつせん業者又は立替払取次業者」を「クレジットカード番号等取扱業者（包括信用購入あつせん業者を除く。次条第三項において同じ。）又はクレジットカード番号等取扱受託業者」に、「クレジットカード番号等の安全管理」を「クレジットカード番号等の適切な管理等」に改め、同条中第十三項を第十四項とし、第八項から第十二項までを一項ずつ繰り下げ、第七項の次に次の一項を加える。

8　経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、クレジットカード番号等取扱契約締結事業者に対し、その業務に関し報告又は帳簿、書類その他の物件の提出を命ずることができる。

第四十一条第一項中「指定受託機関」の下に「、クレジットカード番号等取扱契約締結事業者」を加え、同条第三項中「クレジットカード等購入あつせん業者又は立替払取次業者」を「クレジットカード番号等取扱業者又はクレジットカード番号等取扱受託業者」に、「クレジットカード番号等の安全管理」を「クレジットカード番号等の適切な管理等」に改める。

第四十二条第一項中「（第三十三条の三第二項において準用する場合を含む。）又は第三十五条の三の二十六第一項」を「、第三十五条の三の二十六第一項」に改め、「及び第三十五条の三の二十八第二項」を削り、「の規定」を「、第三十五条の三の二十六第一項の規定」に改める。

第四十三条第二項中「第三十五条の十七の十一第一項若しくは第二項」を加える。

第四十九条に次の一号を加える。

六　第三十五条の十七の二の規定に違反してクレジットカード番号等取扱契約の締結を業として行つた者